

# 山形市家庭系ごみの有料化

## 実施計画

- 家庭系ごみの有料化の円滑な導入とごみ減量をめざして -

山 形 市

# 目 次

はじめに	1
1 具体的でわかりやすい市民説明・広報を行います	1
2 新制度への移行に伴う支援を行います	2
3 市民の暮らしの利便性の向上等を図ります	2
4 減量・資源化を促進するための施策を行います	3
5 不法投棄や不適正排出を「しないさせない」ための実効性ある 対策を進めます	4
6 使用済み食用油の資源化を促進します	5
7 地球温暖化対策に取り組みます	5
8 手数料収入の使い途やごみ減量の成果をお知らせします	6
9 全庁一丸となって円滑な制度導入を図ります	6

## はじめに

平成22年7月1日からの「家庭系ごみの有料化」へ、市民の皆様からの理解を得ながら円滑な移行を図り、更なるごみの減量・資源化に向けて、全庁一丸となって取り組むため、市長を本部長とする「山形市家庭系ごみの有料化実施本部」を新たに設置いたしました。

以下の実施計画を定め、市民の皆様にご協力をお願いしながら、着実な取り組みを進めていきます。

### 1 具体的でわかりやすい市民説明・広報を行います

市民から有料化実施へのご理解とご協力をいただくためには、制度の説明と広報が重要であることから、次の具体的な取り組みを行います。

#### (1) 市内全町内会対象説明会の開催等

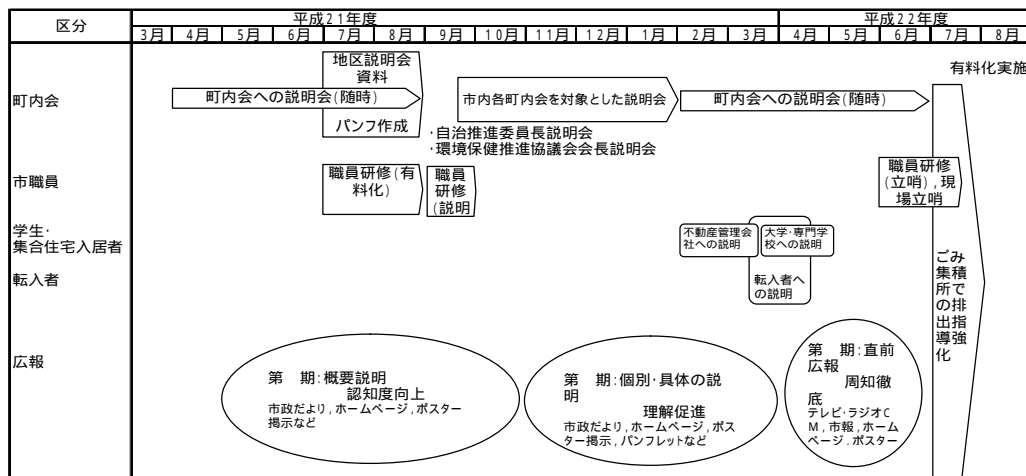
- ・市内全町内会を対象にして、「家庭系ごみの有料化に向けた地域説明会」を平成21年9月から行います。説明会では、有料化制度のあらまし、ごみの出し方、新しい有料指定ごみ袋等のサンプルの紹介、ごみの減量・資源化の方法、新制度への移行に伴う支援策、ごみ集積所の管理に対する支援等をわかりやすく説明します。
- ・本市へ転入される方には、市役所での転入手続きの際に、本市の排出ルールや有料化制度について、チラシ等による周知を行います。
- ・集合住宅入居者等への周知を図るため、専用チラシを作成し、入居世帯に配布します。また、集合住宅所有者や不動産管理会社等を対象にした説明会を開催し、入居者への排出ルールの周知と順守の指導を要請します。
- ・市内の大学・専門学校と連携し、学生へのチラシ配布や説明会を開催し、排出ルールの周知とモラルの向上を図ります。また、大学等に新入学生を対象とした説明会の開催を依頼します。
- ・市内の小中学校の児童・生徒に対し、環境教育の一環として、ごみ減量と資源のリサイクルに関する出前講座を行います。

#### (2) 様々な広報媒体を活用した効果的な広報の推進

「家庭系ごみの有料化制度」広報キャンペーンを広報やまがた、公民館報、テレビ・ラジオCMやポスター、各種イベント、全戸配布の冊子などを活用して実施します。

併せて、各種媒体を活用し、市のごみ減量施策やリサイクル施策の拡充内容を広報するほか、市民と行政の共創の観点から、市民の皆様にご協力いただきたいごみの減量行動やリサイクル手法について紹介します。

広報スケジュールは、図1 広報・啓発スケジュールに従い実施します。



## 2 新制度への移行に伴う支援を行います

ごみ集積所での再分別やボランティア活動で必要なごみ袋の無償提供や有料化移行後に残る現在の指定袋を一定割合で交換し、制度切替え時の円滑な導入を推進します。

### (1) ボランティア袋・ボランティアシールの支給

町内会が管理しているごみ集積所における分別不徹底ごみの再分別については平成22年6月から、地域清掃については平成22年7月から、ボランティア袋・ボランティアシールの支給制度を新設し、町内会やボランティア団体等に支給します。

### (2) 町内会が管理する集積所に対する支援

#### 管理協力金の支給

町内会が管理するごみ集積所の維持管理に対して、1集積所あたり年額5,000円の管理協力金を平成22年度から毎年7月1日を基準日として支給します。

#### カラスネットの支給

ごみ集積所におけるカラス等の鳥獣対策及びごみの飛散防止のため、町内会の希望に応じ、カラスネットを平成22年7月から支給します。

#### ごみ集積所設置等補助金の支給

町内会が集積所の20,000円以上の収納設備を新たに設置する場合や老朽化による更新又は修繕する場合は、1集積所あたり50,000円を上限として、新設、更新又は修繕に要した費用の2分の1の額を平成22年7月から補助します。

### (3) 負担軽減措置としてのごみ袋支給

生活保護世帯、高齢者世帯・障がい者世帯・1人親世帯等のうち世帯全員が住民税非課税かつ所得のない場合は、世帯人数分の有料指定ごみ袋を平成22年6月に支給します。なお、23年以降は毎年7月1日を基準日として1年分を対象世帯に支給します。

### (4) その他

ごみ袋切り替えによる経過措置として、各家庭において、有料化移行までに使い切れずに残った現在の指定ごみ袋(旧袋)については、燃やせるごみ、プラスチック類、雑貨・小型廃家電類の旧袋5枚(サイズ問わず)と燃やせるごみ有料指定ごみ袋大袋(35)1枚の割合で平成22年6月から交換します。

なお、ビン・カン、ペットボトルの現在の指定ごみ袋は、交換の対象とはせず、有料化移行後も使用できるものとします。

## 3 市民の暮らしの利便性の向上等を図ります

祝日収集及びごみ集積所設置基準を見直し、市民の利便性と環境衛生の向上を図ります。

### (1) 祝日収集の完全実施

市民の利便性向上のため、祝日の収集を平成22年4月から実施します。

なお、1月1日から3日までは従前どおり、収集は行わないこととします。

### (2) 集積所設置基準の見直し

市民のごみ出しの利便性向上のため、ごみ集積所が各世帯からできるだけ近くなるよう設置基準を見直し、新しい基準は今年度から適用します。本年9月からの地域説明会で周知を図り、来年度からの管理協力金やカラスネットの支給等に支障がないよう対応します。

・現在、20世帯以上に1ヶ所のごみ集積所の設置基準を10世帯に1ヶ所の設置が可能となるように改めます。但し、現状において支障がない町内会等については、従前どおりとします。

・集合住宅については、1棟1ヶ所のごみ集積所設置を可能とします。

・現在、可燃と不燃のごみ集積所の場所が異なっている場所は、町内会等の意向により、可燃・不燃の兼用が可能となるよう改めます。

(3) ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯に対する支援

これまで、地域コミュニティの中で助け合い・支援がなされてきたごみの分別、ごみ出しについては、今後とも地域の協力をお願いすることとし、ごみを自宅からごみ集積所まで運ぶのが困難な下記の要件の世帯については、平成22年7月より対象世帯の自宅からのごみの収集を行います。ただし、地域コミュニティの中で支援していただけの場合には、その方に対して協力金を交付します。

高齢者

・世帯員全員が介護認定を受けており、介護サービスの訪問介護及び介護予防訪問介護を利用している者

障がい者（全てに該当することが必要）

・身体障がい者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者のみで構成される世帯

・世帯員全員が障がい福祉サービスの居宅介護又は重度訪問介護、もしくは介護保険サービスの訪問介護又は介護予防訪問介護を利用している者

（ いずれの場合も対象世帯の実情を知る者の証明を要する。）

(4) 「ごみ減量分別大百科」の全戸配布

現在配布している「ごみの分け方出し方」の冊子及びポスターをリニューアルし、より具体的でわかりやすくした「ごみ減量分別大百科」を平成21年9月から実施する地域説明会までに全世帯に配布します。

また、ポスターについては、三ヶ国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）の外国語版と点字版を作成します。

#### 4 減量・資源化を促進するための施策を行います

有料化によるごみの減量と資源化の促進による相乗効果が発揮されるよう、ごみの減量・資源化施策の拡充を図ります。

(1) 集団資源回収に対する推進費支給制度の拡充

集団資源回収の実施回数に応じ、実施団体に対し、次の集団資源回収推進費を平成22年4月から支給します。

年3回以上9回実施した団体に対しては3回目以降、1回あたり2,000円を支給します。

年10回以上実施した団体に対しては、に加え、10回目以降1回あたり3,000円を3回を限度として支給します。

（例） 9回実施した場合 @2,000円×(9回-2回)  
= 14,000円支給

12回実施した場合 @2,000円×(9回-2回)+3,000円×(12回-9回)  
= 23,000円支給

(2) 生ごみ処理機購入補助事業の拡充

生ごみ処理機購入補助の対象機器のうち、電気式生ごみ処理機の補助上限額を20,000円から30,000円に平成22年4月から増額します。

なお、コンポスト容器、EMボカシ容器に対する補助額は従前どおりとします。

(3) 古紙類の資源化促進のための雑がみ回収広報袋の配布

古紙類の資源化を促進するため、平成22年6月の環境月間に「雑がみ回収広報袋」を配布し、市民への雑がみ分別回収の広報・啓発キャンペーンを行います。

(4) レジ袋等容器包装物の発生抑制と資源化促進

レジ袋無料配布中止事業者の拡大（現在の協定締結事業者数：食品系スーパー10社40店舗、百貨店2社2店舗）、店頭回収品目拡大と利用促進、簡易包装の推進を事業者働き掛けます。

(5) ごみ減量・もったいないねット山形等、市民団体との連携強化

共創によるごみ減量・資源化の取組みを促進するため、市民・事業者・行政の連携を強化します。

## 5 不法投棄や不適正排出を「しないさせない」ための実効性ある対策を進めます

山や河川、田畑等への不法投棄やごみ集積所での分別不徹底ごみ等の不適正排出を「しないさせない」ことを目的とし、未然防止に重点的に取り組む実効性ある対策を進めます。

### (1) 不法投棄を「しないさせない」ための施策の推進

- ・不法投棄を「しないさせない」環境づくりを進めるため、市ホームページ、公民館報、不法投棄防止看板の設置、啓発チラシ等により不法投棄防止の広報を平成21年6月から順次行います。また不法投棄等の状況を市ホームページで公開します。
- ・不法投棄の実態調査を行い、平成21年6月から順次原状回復を行うとともに、監視カメラ(20台)を設置するなど、不法投棄抑止対策を行います。
- ・郵便局、運送業界、森林組合などの民間団体と平成21年10月までに不法投棄通報協定を締結して通報体制を確立し、不法投棄の抑止、早期発見、未然防止を図ります。
- ・警察署及び道路・河川・公園等の各管理者や地元関係者と平成21年度から適宜情報連絡会を開催し、不法投棄に係る情報の共有化と迅速な対応、並びに未然防止対策を行います。
- ・市民からの不法投棄に係る情報やごみ集積所への不適正排出に対する相談に応じる「不法投棄110番」(電話:629-0802)を平成21年7月に設置し、相談窓口を一元化します。「不法投棄110番」で受け付けた情報については、図2のフローに従い対応します。
- ・これまでの撤去・処分といった原状回復を中心とした対策から、不法投棄をさせないための未然防止対策に重点を移し、平成21年度から巡回監視パトロールを強化するため、専用パトロール車を1台から3台(1台BDF車)に増車するとともに、適宜、早朝・夜間のパトロールを実施します。更に、市道、河川及び上下水道の維持管理を行っているパトロール車を不法投棄パトロール車と併用します。
- ・その他の一般の公用車に「不法投棄防止」ステッカーを掲示し、「不法投棄110番」の周知と不法投棄防止の啓発を図ってまいります。また、同時に、公用車を運転する職員や同乗者が不法投棄を発見した場合は、直ちに「不法投棄110番」に連絡し、図2に従い対応する庁内体制を整備します。

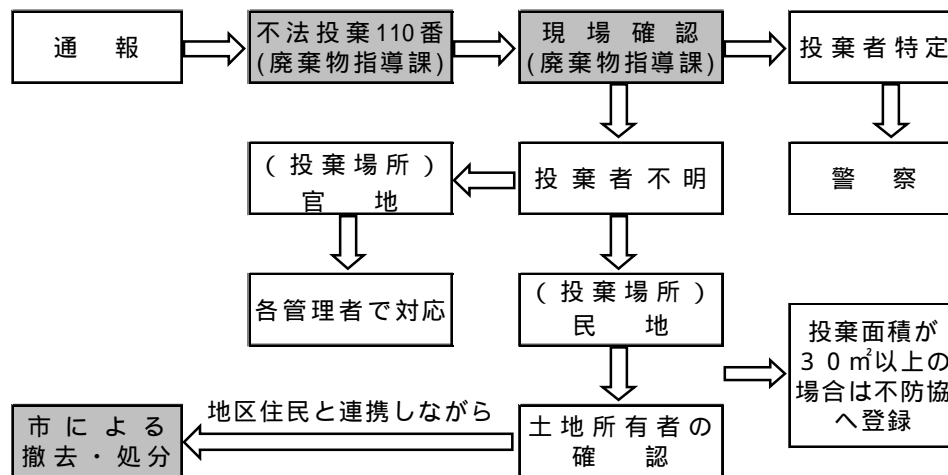


図2 不法投棄通報から処分までのフロー

- (2) 不適正排出を「しないさせない」ための施策の推進
- ・適正なごみの排出に向けた啓発活動として、平成21年度中から適宜各地区衛生担当者、町内会、各種サークル等での出前講座を実施します。また、集合住宅を対象とした啓発チラシの各戸配布を行うとともに、ごみ集積所の維持管理者との連携によるごみ出し指導を継続して行います。
  - ・不適正排出の多い集積所については、平成21年度中から、巡回パトロールによる啓発・指導を強化します。
  - ・集積所に出された分別されていないごみについては、これまでどおり町内会の協力による再分別をお願いします。なお、平成22年6月から、再分別に係るボランティア袋及びボランティアシールを必要枚数支給します。
  - ・ごみ集積所に出された粗大ごみや処理困難物については、平成22年7月の有料化移行後は、町内会と連携し、一定期間注意を喚起した後、市が回収することとします。
- (3) 有料化移行前後の市民と市職員の共創による立哨啓発・指導
- ・有料化移行前の一週間は、不適正排出が多い集積所等を対象に、市職員等が集積所でチラシの配布を行い、適正排出の広報・啓発を行います。
  - ・有料化実施後の一週間は、市職員が町内会役員や地区の衛生担当者と連携し、指定袋等の確認やチラシ等によるごみ出し指導を行います。また、有料化移行後の一週間の状況を検証し、不適正排出の多い集積所については、地区の衛生担当者と共に市職員が引き続き巡回指導を行います。

## 6 使用済み食用油の資源化を促進します

一般家庭に対し、七日町商店街振興組合への廃食用油の提供を呼びかけ、精製されたBDFは市の公用車やごみ収集車、イベント等の電源等に活用する取組みを進めます。

## 7 地球温暖化対策に取り組みます

地球規模の温暖化が深刻な環境問題となっているため、本市では市民、事業者、行政が一体となって環境にやさしい生活様式を目指すことで、温室効果ガスの排出の少ない環境にやさしい社会の実現を目指します。

- (1) 太陽光発電装置設置にかかる助成制度の拡充
- 一般家庭において環境にやさしい自然エネルギーの利用が可能となる「太陽光発電装置」を設置する場合の補助制度を拡充します。
- 補助額：平成22年度から太陽電池の最大出力1キロワットあたり現行20,000円を30,000円に増額
- (2) 低公害車普及促進
- ごみ収集車については、BDFを利用するとともに、排ガス処理装置の設置を推進し、低公害車の普及を促進します。
- また、今年導入する不法投棄専用パトロール車1台と環境測定車にはBDFを利用します。
- (3) 菜の花栽培モデル事業
- 菜の花をモデルとして環境への理解と地域の活性化を目指し、菜の花栽培者に対し、循環型バイオマスの実証支援として栽培奨励金の交付を継続します。
- (4) 木質バイオマスの需要拡大
- 木材資源の有効活用による林業の活性化、二酸化炭素の排出抑制、資源循環型社会の形成を目指し、ペレットストーブ設置者への補助、杉間伐材生産者への補助を継続します。

## 8 手数料収入の使い途やごみ減量の成果をお知らせします

有料化実施による手数料収入の使い途については、ごみの処理経費、ごみの減量・資源化施策、不法投棄対策等に充てられます。手数料の使い途やごみ減量の成果については、市民に分かり易い形で公表します。

- ・手数料収入は、適正なごみ処理の推進、ごみ減量・資源化の促進、不法投棄対策、集積所管理に対する支援及び地球温暖化対策の推進の財源として活用します。
- ・手数料の使い途、ごみの発生量、リサイクル率、ごみ処理経費等を、広報やまがたや市ホームページなどで、分かり易く公表します。特に、家庭ごみの排出量については毎月公表し、ごみの減量への取り組み成果を随時お知らせすることで、市民と情報を共有し、一層のごみ減量に取り組みます。

## 9 全庁一丸となって円滑な制度導入を図ります

諸施策を強力に推進するため、市長を本部長にした全庁組織「山形市家庭系ごみの有料化実施本部」のもと、市民の理解を得ながら有料化への円滑な移行に向け、全庁一丸となって取り組みます。

- ・市職員に対して、有料化制度の内容を含めたごみ排出や分別ルール、ごみ集積所の適正管理などについての研修を行います。また、併せて、全職員がごみの広報マンとしての役割を果たします。
- ・有料化移行時におけるごみ集積所での排出指導については、市職員が全庁体制のもとに対応します。(再掲)